

第105回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成29年3月17日(金) 14:30～15:45

2 場所：総務省第4特別会議室（2号館8階）

3 出席者

座長 秋山 收
江利川 毅
小野 勝久
小早川 光郎
高橋 滋
松尾 邦弘
南 砂

(総務省) 行政評価局長 讃岐 建
大臣官房審議官 古市 裕久
行政相談課長 菅原 希
行政相談業務室長 細川 則明

4 議題

(1) 事案

選挙公報の情報の選挙人（有権者）への早期の提供（新規案件）

(2) 報告

(あっせん)

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善
- ② 児童扶養手当の現況届の提出の見直し

(回 答)

- ① 個人住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の記載内容に係る秘匿措置の促進
- ② 保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件の周知

5 議事概要

(1) 事案

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。

選挙公報の情報の選挙人（有権者）への早期の提供

（秋山座長）

期日前投票は、規制のようなものが緩和されて利用が急速に増えているが、考えてみると、投票期日が固定されると、その日の行動が制約されるのは当然のことだけれども、その日にその住所にいるためにその前の数日間の行動も制約される。それで、そういうことを免れるために、期日前投票の利用が増えていくのは当然のすう勢ではないかという感じがする。

私もこの頃は期日前投票ばかりを利用するが、選挙公報がまだ来ないなということを感じていぶかしく思うことは確かにある。事務局でこのようなことを調べていただいて、選挙公報が来ないことがどういう理由によるのかが良く分かった。

（高橋委員）

資料 13 ページの選挙課の御回答については、自治行政局の通知に、「できるだけ早く掲載する」ということや「準備ができた時点で」というような文言が見受けられるが、これが（各都道府県の）受取方に差が出てくる要因なのではないか。そのため、各都道府県で、選挙公報の印刷原稿が出来たのと同時に PDF 原稿をもらう県もあれば、別にホームページ掲載用の原稿を別で作って、さらに受け取るなどのばらつきが出てくるのではないかと。通知の内容に多少曖昧なところがあって、そのことが県により遅れが出てくる原因になっているのではないかとと思われる。そこで、この辺をしっかりと、どういう段階で（ホームページ掲載用の原稿を）出してくれというようなことをはっきりさせていただくことでばらつきの解消につながるのではないかという気がする。なお、これは、法定受託事務だと思われる。

（秋山座長）

選挙公報を配布するというのは法定受託事務だと思うが、ホームページに掲載するか、期日前投票の投票所に選挙公報を備え付けるということは行政サービスで法律上の義務ではないのかもしれない。

（小野委員）

資料 6 ページの後半から 7 ページの前段にある、第 24 回参議院議員通常選挙において、6月26日午前10時に掲載文の写しを手渡されたということが記載されていますが、手渡ししなければならない理由を教えてください。

（事務局）

誤りの無い原稿を、確実に都道府県の選挙管理委員会に届けるということで、そうい

う方法を採用しているものと理解しておりますけれども、そこも今一度確認させていただきたい。

(小野委員)

今の時代ですから、人を集めて紙をまくという時代でもないのかと。別な方法も今ならあるのではないかと思う。ですから、何か理由があればと思う。

(秋山座長)

確実を期すために昔ながらの方法でやっているのでしょうけれども、確率的には、受け取ったその人が事故で帰れなくなるといったことと、機械的なエラーと、どちらの可能性が高いのか、よく分からないところがありますね。

(小早川委員)

汚れとか、色合いとか、そういったものも、汚れにしても、汚れているのであれば全国統一で汚れていることが公平であり、電子的にやるとデータの受け手の機種の種類によって公平性に差が出るということなのかもしれない。

法律には多分無いのだと思うのですけれども、選挙課の回答には、選挙無効になると困るというようなことが再度にわたって述べられているようでありましてけれども、選挙公報絡みで選挙無効が問題となったようなケースは本当にあるのかということデータをとして知りたいということと、法律の考え方自体の問題で、答えは得られないのかもしれませんが、選挙公報を投票日の2日前までに配布するということは、現行制度上どれだけの重みがある話なのか。自治行政局の考え方はどうなのか。また、そのこととの関係で、先ほど座長も言われたのですが、期日前投票の利用が伸びているということですので、そのことと、期日投票があくまでも原則なのであって、そこをピン留めして、選挙期日に間に合うように、選挙公報を有権者に届くようにするとか、いろいろな準備をしていくというような制度設計がされていたのだと思うのですけれども、実態はその前提が変わってきてしまっている。そういう時に、苦情処理の話ではないかもしれませんが、選挙公報に関する諸規定、特に日程的のところを含めて見直していく必要はないのか。そういったことは自治行政局の御担当の方でお考えいただくことになるのだろうが、そういうつもりはないのかということも含めて知りたい。

(事務局)

実際に選挙が無効とか、問題になったようなケースと選挙公報の配布期限が選挙の期日前2日とされていることと、委員から求められている事項について確認させていただきます。

(小早川委員)

選挙公報を選挙人の手元に届ける、原則はどうも選挙管理委員会の職員が自分で届けるということは現行法でも原則のようだが、実際にはそれに代わって新聞への折り込みなどが行われている。それが選挙の期日の2日前といったことに加えて、期日前投票所への選挙公報の備付けなり配布なりということがある。これは、後者については法律上、

全く規定が無いということか。というのは、選挙公報を選挙人の手元に届けるというのが前提であって、選挙公報が選挙の期日前2日に配布されなかったとか、配布する体制ができていなかったとか、そういうことは問題になり得るとしても、期日前投票所に選挙公報を置いておいたから、だから良いんだよとか、期日前投票所に選挙公報が備え付けられていなかったからまずいねとか、そういうことは法律的には違うのかなど。そこは扱いが違うのかなど。そこも含めて確認してもらいたい。

(事務局)

分かりました。

(秋山座長)

期日前投票の投票所が、早い、遅いはあるけれども、事務局の調査結果では、みんな、一様に備えているとかなんとかで、もちろん期日前投票期間の最初からでなくて、期日前投票期間の途中からでも、投票日の2日前までの期日前投票期間において何らかのものが備え付けられているというのは、100パーセントそうでしたか。

(事務局)

調べた範囲では12市全てで期日前投票所に選挙公報が備え付けられていました。

(小早川委員)

期日前投票期間の終わりの頃になってですよ。

(事務局)

そうですね、期日前投票期間の真ん中辺りですね。

(秋山座長)

ホームページの方は選挙公報を掲載していないところがあったのか。

(事務局)

ホームページの方も6県の選挙管理委員会全てにおいて掲載されております。

(小早川委員)

県のホームページには、選挙公報が載っているのは見たことはないですけども、印刷された選挙公報と同じ内容のPDFなのか。

(事務局)

同じものです。

(江利川委員)

「可能な限り速やかに」とは具体的にどういうことか。例えば、遅くとも3日以内とか、そういった基準はあるのか。

(事務局)

これは、都道府県によって受け止め方はそれぞれだと思われま。

(江利川委員)

具体的にどういうことなのか、例えば遅くとも3日以内とか具体的に書くことはできないかを、自治行政局に問い合わせるときに一緒に聞いてみても良いのではないかと

います。

(事務局)

そこも改めて確認させていただきますが、自治行政局に以前照会した際には、「具体的にいつの時点を示すのかについては、各都道府県選管が置かれている状況は様々であるため、一概に示すことは困難であると考え」とのことで、「できるだけ速やかに」というのはいつなのかということについては、明示的な回答が得られないかもしれません。

(江利川委員)

そうですね。多分、聞かれればそういう答えをするでしょうけれども、「後ろ(期限)」を示されると(各都道府県は)みんな頑張るやるのではないかと。ですから、都道府県に任せきりではなくて、少なくともこのくらいは努力してもらった方が良くはないか、ということ(自治行政局が各都道府県に)示されれば良いのではないかと。ただ、実態からみて不可能だということであればこだわるものではないが、そういうことも問い合わせてみてはどうかと思う。

(事務局)

そここのところは今一度確認させていただきます。

(小早川委員)

資料 13 ページの自治行政局選挙部選挙課の見解で、選挙公報を県のホームページに載せるのは問題がない、むしろそれを推奨するのだけれども、中央選挙管理会が、選挙公報を総務省のホームページに載せるのは法令上の根拠がない(法律に定められた手段以外の手段を認めることになる)からできないと言っている。このことは整合性がないように思えるがどうか。もしご存じでしたら教えていただきたい。それが一つと、もう一つはプリントアウトの話で、ここもまた市町村選挙管理委員会によって違うのは好ましくないと言っているようだが、これは、何でそんなに重大なのだろうか。

(事務局)

自治行政局選挙部選挙課の見解では、選挙人間の公平・平等を損なうおそれがあるということです。

(小早川委員)

法定受託事務だとは言っても、その辺は市町村の範囲で選挙区とは一致しないから、そのことが問題なのですかね。一つの選挙の選挙区について、その区域ごとに提供される情報が違うということなのか。そこを確認してほしい。

(事務局)

確認させていただきます。

(秋山座長)

候補者の立場からすれば、同じような選挙公報が出れば、そこに不平等はない感じはするが。ただやっぱり厳密にやろうとすると情報をよく知っている人と知らない人がい

て、同じ選挙区内で差が出てきて、それが影響を及ぼすかもしれないということなのか。

(小早川委員)

そうすると、元々選挙管理委員会の職員が各戸に選挙公報を配布していれば、それは公平・平等だと。しかし、それがインターネットで良いんだということになりますと、パソコンを持っている人と持っていない人とでは差が生じることになるし、県のホームページに選挙公報が掲載されていることを知らない人もいるでしょうから、そこは色々な事情で流れる情報が違ってくるのではないかと。なぜプリントアウトだけを公平・平等でないと言えるのか。

(秋山座長)

まあ、全部行政サービスだということになるのだと思うのですけれども。これ、選挙に関わることで何かほかに御質問はありますか。

(松尾委員)

論点も違うし、ここで聞くのもどうかとは思いますが、今、テレビとかでしきりに南海地震とかね、大規模災害に対する関心が高まっていると思うのですが、国政選挙で、仮にそういうのがですね、公示又は告示後に発生した場合、選挙公報をどう周知させるのか。現行法ではそのような場合をどのように考えているのか。あるいは例外規定がいくつかあるのか、それで大体解決しているのか、万が一の時はどういうふうに考えているのか。

(事務局)

先ほどの委員の御質問は、公示前、公示後であっても、大規模な災害が起きた場合に、選挙公報を含めた情報の提供方法というのがどのような形になるのかということによるでしょうか。実は、直接にはお答えにはならないかと思いますが、選挙公報の都道府県のホームページへの掲載が認められるようになったのは、東日本大震災があったことが契機だというふうに、説明ではお話ししてはおりますが、伺っております。ですから、各戸配布ができない場合であっても何らかの形で情報提供するというようなことを考えていかなければならないことがあるのかと思います。そういうことも含めて、御質問事項として受け止めて、自治行政局に照会させていただきたいと思いません。

(松尾委員)

そもそも交通が途絶したりして、いろんな連絡方法が通常取り得ない、国政選挙において事実上、選挙権の行使が常識的にはできなくなるのではないかと。何か、手立てはあったほうが良いのではないかと。思うのですけれども。

(事務局)

場合によっては選挙公報どころではなくなるということもあるかもしれません。

(秋山座長)

それは、選挙公報が届くかどうかという問題を越えた話ですね。今のところ、公職選

挙法にはそのような場合を想定した規定は無いのではないかと思いますけれども。超法規的な措置になるのかどうか。

(事務局)

関係法令では、資料 5 ページ目ですけれども、第 171 条第 1 項で選挙公報の発行を中止する場合として、「天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する」との規定があり、直接該当するのかどうか分かりませんが、資料 3 ページの一番上のところに、選挙公報の発行、第 167 条第 4 項「特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない」という規定もありますので、もしかすると、天災の場合に、このような措置がとられているのではないかということも考えられるのかもしれませんが。また、資料は関係部分の抜粋ですので、実は選挙そのものについても公職選挙法で別の規定が定められているのかもしれませんが。

(秋山座長)

本件は、こと選挙に関わることであって、その辺のバランスですとか、災害が発生した時にその辺がどうなるのかですとか、そういう問題もありまして、自治行政局でも慎重に考えているようですし、この推進会議の意見を今日この場で取りまとめるということも難しいと思われまますので、今日いただいた議論を踏まえながら、事務局としてさらに自治行政局への質問事項を踏まえて今後詰めていくとのことに今日のところは取りまとめておきたいと思いますがいかがでしょうか。

では、本日の審議案件は以上でございます。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

(関係機関にあっせんしたもの)

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善（平成 29 年 1 月 13 日に厚生労働省にあっせん）
- ② 児童扶養手当の現況届の提出の見直し（平成 29 年 2 月 10 日に厚生労働省にあっせん）

(あっせんに対する回答)

- ① 個人住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の記載内容に係る秘匿措置の促進（平成 29 年 1 月 13 日に総務省（自治行政局）からあっせんに対する回答を受領）
- ② 保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件の周知（平成 29 年 1 月 31 日に厚生労働省からあっせんに対する回答を受領）

以 上